

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

# 令和5年第5回市議会定例会議案説明書

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目 次

1	議案第68号	足利市職員の給与に関する条例等の改正について……………	3
2	議案第69号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第5号）について…	6
3	議案第70号	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について……………	6
4	議案第71号	足利市特別会計条例の改正について……………	7
5	議案第72号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第7号）について…	7
6	議案第73号	足利市児童館（足利市にしこども館及び足利市八幡こども館）の指定管理者の指定の変更について……………	7
7	議案第74号	足利市都市公園（織姫公園及び大日苑）の指定管理者の指定について……………	8
8	議案第75号	足利市民プラザ条例の改正について……………	8
9	議案第76号	史跡足利学校条例の改正について……………	9
10	報告第19号	市長専決処分事項報告について……………	9

1 議案第68号 足利市職員の給与に関する条例等の改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の見直しに準じ、本市職員の給与制度の見直しを行うため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表

◎足利市職員の給与に関する条例【第1条関係】

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当) 第17条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職</p>	<p>(期末手当) 第17条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当) 第17条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職</p>

<p>し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(以下略)</u></p>	<p>し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 100</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 120</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 47.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 57.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>(以下略)</u></p>
--	--

◎足利市職員の給与に関する条例【第2条関係】

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第 17 条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」と、「<u>100 分の 102.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 58.75</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定める職員を除く。第 17 条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100 分の 105</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 60</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 17 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当</p>

<p>該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100 分の 60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例【第3条関係】

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年足利市条例第8号）第8条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）が」と、給与条例第17条第2項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p> <p><u>(以下略)</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年足利市条例第8号）第8条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）が」と、給与条例第17条第2項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p><u>(以下略)</u></p>

◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例【第4条関係】

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の</p>

3 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 15 年足利市条例第 8 号）第 8 条第 1 項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）が」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

3 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 15 年足利市条例第 8 号）第 8 条第 1 項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）が」と、給与条例第 17 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 175」とする。

◎特別職の職員等の給与に関する条例【第 5 条関係】（略）

◎特別職の職員等の給与に関する条例【第 6 条関係】（略）

◎足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例【第 7 条関係】（略）

## 2 議案第 69 号 令和 5 年度足利市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 5 年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

○ 地方自治法 第 96 条（議決事件）

（参照事項）

○ 地方自治法 第 218 条（補正予算、暫定予算等）

（予算説明書別冊のとおり）

## 3 議案第 70 号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

令和 6 年 4 月 1 日に鹿沼市が退職手当支給事務、議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

（議決の根拠）

○ 地方自治法 第 96 条（議決事件）

（参照事項）

○ 地方自治法 第 2 条（地方公共団体の法人格とその事務）

第 286 条（組織、事務及び規約の変更）

第 290 条（議会の議決を要する協議）

○ 新旧対照表 （略）

4 議案第71号 足利市特別会計条例の改正について

産業団地の名称が変更されたことに伴い、当該事業を規定する特別会計の名称を変更するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に定める特別会計を当該各号に掲げる事業の経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) あがた駅北産業団地開発事業特別会計 あがた駅北産業団地開発事業</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に定める特別会計を当該各号に掲げる事業の経理の適正を図るため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(仮称)</u>あがた駅北産業団地開発事業特別会計 <u>(仮称)</u>あがた駅北産業団地開発事業</p>

5 議案第72号 令和5年度足利市一般会計補正予算(第7号)について

令和5年度足利市一般会計予算を補正するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第218条 (補正予算、暫定予算等)

(予算説明書別冊のとおり)

6 議案第73号 足利市児童館(足利市にしこども館及び足利市八幡こども館)の指定管理者の指定の変更について

平成31年第1回市議会定例会において議案第7号として議決を得た足利市児童館(足利市にしこども館及び足利市八幡こども館)の指定管理者の指定の期間を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第244条 (公の施設)  
第244条の2 (公の施設の設置、管理及び廃止)

- 指定管理者 社会福祉法人 足利市社会福祉協議会

- 変更対照 

変更後
変更前

指定期間 

平成31年4月1日～令和8年3月31日
平成31年4月1日～平成36年3月31日

#### 7 議案第74号 足利市都市公園 (織姫公園及び大日苑) の指定管理者の指定について

地方自治法の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第244条 (公の施設)  
第244条の2 (公の施設の設置、管理及び廃止)

#### 8 議案第75号 足利市民プラザ条例の改正について

あしかがフラワーパークプラザ (足利市民プラザ) 内のプラザサロンの改修に伴い、使用料の改定等所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表 (略)



9 議案第76号 史跡足利学校条例の改正について

史跡足利学校の一層の魅力向上を図り、永く後世に引き継いでいくため、参観料の見直しを行い所要の規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第96条 (議決事件)  
(参照事項)
- 地方自治法 第2条 (地方公共団体の法人格とその事務)  
第14条 (条例の制定及び罰則)
- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(参観料等) 第7条 足利学校の参観料は、別表に定める金額とする。ただし、<u>教育委員会は、教育委員会規則で定める事由に該当するときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(以下略)</u></p>	<p>(参観料等) 第7条 足利学校の参観料は、別表に定める金額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(以下略)</u></p>

10 報告第19号 市長専決処分事項報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって指定された議会の委任による事項(法律上市の義務に属する1件200万円以下の損害賠償の額の決定及び和解)について専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものである。

(報告の根拠)

- 地方自治法 第180条 (議会の委任による専決処分)  
(参照事項)
- 地方自治法 第96条 (議決事件)